

令和元年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）

日	時	令和元年12月19日（木）午前10時～12時
場	所	逗子市役所5階 第3会議室
出席者		[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、青 正澄、小川 由紀、 山崎 純一、渡邊 仁史、田宮 良子、山上 寿美、
欠席者		[委員] 根岸 一好
事務局出席者		環境都市部長 石井 義久 資源循環課長 中村 純一 資源循環課資源循環係長 城田 桃子 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係臨時職員 加藤 陽子 環境クリーンセンター所長 藤井 寿成 環境クリーンセンター収集係長 鷲原 尚仁 環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫
会議公開の可否		可
傍聴者		1名
議題等		(1)「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」(素案)について(諮問) (2)「逗子市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し計画>」について (3)その他
配布資料		令和元年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第 資料1 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案) 資料2 可燃ごみ量の将来予測 資料3 可燃ごみ焼却経費試算 資料4 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)(環循適発第1903293号) 資料5 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(依頼)(資循第1404号)

- 資料6 令和元年度神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会第2回について
- 資料7 清掃センターで都内から一般廃棄物受け入れへ 歳入増を図る桐生市
- 資料8 ごみ処理広域化の経緯
- 資料9 覚書

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会します。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、委員8名の出席をいただいておりますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等特に秘すべき内容を取り扱うものではないことから、本市の情報公開条例の規定により会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がありましたら、順次入場していただくこととしております。

資料の確認は後ほど行うことといたしまして、一旦、会長に議事をお願いさせていただきます。

傍聴をお願いします。

では、会長、よろしくをお願いします。

【南川会長】 はい、では、よろしくをお願いします。では、次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

まず議題2の(1)でございます。「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)」につきまして、市長から当審議会に対しての諮問を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

【市長】 逗子市廃棄物減量等推進審議会会長、南川秀樹様。「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)」について諮問いたします。

鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の広域連携を推進するに当たり、別紙の鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)について、貴審議会に意見を求めます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

【南川会長】 はい、ありがとうございます。審議させていただきます。

では、ただいま諮問を受けましたので、委員の皆様にも事務局から、その写しを配付させていただきます。

よろしいでしょうか。

では、市長から、諮問に当たりまして一言お願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

【市長】 では皆さん、おはようございます。日ごろは本市行政に大変にご尽力いただいておりますことをありがたく御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回諮問させていただきました2市1町の広域のごみ処理連携につきまして、このごみという問題は、ほんとうに快適に生活を送る根本的な要素を担っておりまして、それを長期的にわたりどういう方向で進めていくのかということは大変大きな課題であると考えております。昨今は広域の中でどう連携を深められるのかというのが大きな課題でありまして、幸い、この鎌倉市・葉山町との連携というのは、このごみ以外でも大変関係良好な中で進めております。しかしながら、限られた土地資源の中で、どこがどういうふうに進んでいく、そしてまた将来的にはどういう方向に行くのかというのは、大変大きな課題だというふうに私も認識しております。令和7年度から鎌倉市のごみを受け入れるという方向性の中で、その将来も含めて今後どうあるべきかということは我々の大きな課題と考えておりまして、しっかりとご審議いただいた皆様のご意見をもとにしながらまた進めてまいりたいと考えております。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

【南川会長】 市長、どうもありがとうございました。ただいま市長から諮問に当たりましたの背景説明、また率直な期待というものをいただいたところでございます。市長、ありがとうございました。これからは審議会として審議をさせていただきます。市長にはお忙しいところありがとうございました。

【市長】 よろしくお願いいいたします。

【南川会長】 では、事務局のほうから願いいいたします。

【事務局】 それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんは、お申し出くだされば、ご用意いたします。

事前に送付いたしました資料としまして、「令和元年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第」、次が資料1、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）」、資料2、「可燃ごみ量の将来予測」、資料3「可燃ごみ焼却経費試算」、資料4「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」、資料5、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（議題）」、資料6、「令和元年度神奈川県ごみ処理広域化推進会議専門部会第2回について」、資料7、「清掃センターで都内から一般廃棄物受け入れへ 歳入増を図る桐生市」。

それと本日机上配付いたしました資料8「ごみ処理広域化の経緯」、資料9「覚書」、この2つが追加になったことに伴いまして、次第が差しかえになっておりますので、今日お渡ししたほうが正しい次第となります。

【南川会長】 これは、違いは資料の8と9が入っているというだけですね。

【事務局】 はい、そうです。

【南川会長】 はい、わかりました。では式次第のほうは今日の新しいもので見ていただきたいと思います。

【事務局】 それではお願いします。

【南川会長】 わかりました。それでは、次第の順番に従って議論を進めていきたいと思えます。

まず議題1、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）につきまして説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局のほうから、今日諮問いたしました鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）についてご説明いたします。資料1をごらんください。

まず表紙がありまして、次のページをめくっていただきますと目次がございます。これが全体の構成になっておりまして、まず第1章のほうが計画策定の趣旨で、第2章、鎌倉市・逗子市・葉山町の地域概要、第3章が鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状、第4章が人口及び資源物とごみの総排出量の推計、第5章が広域化の基本方針、第6章、次のページですが、ごみの減量・資源化施策、第7章がごみ処理施設の整備方針、そして第8章が計画の推進方針ということで、第8章から本計画が構成されております。

続きまして1ページをお開きいただきまして、まず第1章のほうから説明をさせていただきます。まず1番、ごみ処理広域化の目的のほうには、各家庭や事業所などから排出される一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいてそれぞれの市町村が処理を行っております。今後想定される人口減少など社会状況の変化に伴う課題に対応していく必要が迫られる中、各市町村単独で処理するだけでなく、連携して取り組むことで、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ろうとするものです。これが目的になっております。

次に計画の背景でございますが、こちらのほうは、皆さんご存じのようにダイオキシンの問題がありまして、平成9年度にごみ処理に関する種々の課題に対応するため、ごみ処理の広域化計画について、厚生省衛生局水道環境部のほうから通知がありまして、この中で、各都道府県はごみ処理の広域化に向け、次の事項を目的として実施計画を策定することとされました。この通知に基づいて各都道府県が広域化計画をつくりまして、それに基づいて市町村が実施計画をブロックごとにつくるという流れになっております。

その中では、まず目的の第1番としてはダイオキシン類の削減対策、そして2番目としまし

て焼却残渣の高度処理対策、3番としましてマテリアルリサイクルの推進、4番、サーマルリサイクルの推進、5番としまして最終処分場の確保対策、6番目として公共事業のコスト削減という6項目が示されております。ただ、今日は新任の委員の方もおられますので、ちょっとこの辺を補足させていただきますと、ダイオキシン類の削減対策というこの1番目なんですが、こちらの通知のほうでは、新たに建設されるごみ焼却施設は原則としてダイオキシン類の排出の少ない全連続炉として、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保する必要があるとなっております、まず、ダイオキシンを少なくするため、毎日立ち上げて立ち下げるという繰り返しじゃなくて、例えば1週間ですとか1カ月連続で焼却できる施設、そういう対応をなさいという通知になっております。

それで、2番目のほうの焼却残渣の高度処理対策ですが、これはダイオキシンが含まれております焼却残渣についても、焼却灰の熔融固化、高度処理をすることによってダイオキシンを削減して、かつ積極的に資源としてリサイクルなさいということになっております。

そして3番目のマテリアルリサイクルの推進、リサイクルの可能な物、例えばいろいろな資源物を広域的に集めることにより、リサイクルに必要な量の確保が可能になるということで、それによってマテリアルリサイクルを推進できるというようなことで推進なさい、それとともに焼却量の減量化を図るという目的で3番目のマテリアルリサイクルの推進という通知が出ております。

それとあと4番なんですが、これはサーマルリサイクルの推進。先ほど言いましたようにごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することができます。そのようなことから、エネルギー利用の合理化を図るとともに地球温暖化の防止にも資することができます。そのようなことから、サーマルリサイクルの推進の観点からは、ごみ焼却施設は焼却能力が300トン以上とするという、余熱利用目的にはやはり大規模な施設でないという困難だということで、300トン以上の施設を。

【南川会長】 300トン・パー・デーですよ。

【事務局】 そうです、日量300トンです。その施設を確保できるような検討をなさいということです。

それとあと5番目、最終処分場の確保対策としましては、大都市圏では既に広域的な最終処分場の整備が行われているところであるが、今後はごみ焼却施設の広域化とあわせて焼却灰等を処分する最終処分場の広域的な確保を図る必要があるということです。

最後に6番なんですが、公共事業のコスト削減の必要性が高まっており、高度な処理が可能

で小規模なごみ焼却施設を個別に整備すると多額の費用が必要になってくることから、可能な限りごみ処理施設を集約化して広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図ることができるということで、その集約化を図りなさいという、この6項目を対象に実施計画をつくるということになっております。

これを受けまして神奈川県は、平成10年3月に神奈川県ごみ処理広域化計画を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮しつつ、県内を横浜、川崎、横須賀三浦、湘南東、湘南西、大和高座、厚木愛甲、相模原、県西の9つのブロック圏域に区分し、ごみ処理の広域化を進めることとしています。

そしてこの中では、横須賀三浦ブロックは、ここの中段に書いてありますように4市1町、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町で横須賀三浦ブロックということで当初設定されました。そしてこの区割りに基づきまして、平成10年7月に横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会、そして平成13年4月には横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会を設置しまして、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始いたしました。しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、平成18年1月に横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会が解散するということになりました。そしてその後、平成18年2月に鎌倉市と逗子市は鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置し、同年4月に覚書を締結し、2市での広域化に向けた協議を開始しました。しかし、協議のめどが立たないことから、平成20年2月に覚書を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら引き続き将来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。その後、逗子市と葉山町のごみの共同処理の協議開始を受けまして、平成28年5月に葉山町を加えた鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置して、連携を目的とした覚書の締結に向けた協議を開始して、同年7月に鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する覚書を締結して、ごみ処理の連携を進めていくこととしました。それに基づいて今回、ここに説明させていただいておりますごみ処理広域化のための実施計画を策定いたしております。

それで、これまで説明いたしました経緯をさらに詳しくお示ししてあるのが、今日お配りしております机上配付の資料8、ごみ処理広域化の経緯ということで、こちらのほうに今説明させていただいたような流れが書いてございます。それと、資料9でございますが、これが2市1町の覚書になります。ここには基本理念または基本方針を示してあります。この覚書のほうでの基本理念というのが、2市1町は資源の無駄をなくし、環境の負荷の少ない循環型社会の

形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指しますという基本理念で覚書を締結して、基本方針として4項目を示しております。まず第1番目が、2市1町はごみ処理の広域連携及びごみ処理広域化実施計画の作成について協議を進めます。そして2番目が、2市1町はごみの減量と資源化に関し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進を図るため、広域連携による適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を目指します。3番目として、2市1町は、安定的かつ計画的なごみ処理を連携して行うとともに、災害時や緊急事態等における適正なごみ処理体制の実現を目指し、既存施設における共同処理の可能性を協議・検討し、早期実現に取り組みます。なお、可燃ごみの焼却処理は、施設の稼働状況や災害時等の適正処理の観点から、当分の間、鎌倉市の既存施設と、それにかわる現在計画中的の新施設及び逗子市の既存施設の2施設で処理を行っていきます。そして4番目として、2市1町は可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化を共通の課題として連携し、取り組みを進めます。これが覚書になっております。

以上が覚書の経緯の説明になります。

次に2ページのほうの実施計画のほうに目を通していただきたいと思いますが、2ページの3番の基本理念、これも今の覚書に書いてあります環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指すという、これを基本理念にしております。

次に3ページでございますけれども、計画目的及び位置づけ。そして、この実施計画は、国及び神奈川県のお考えに基づきまして、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取り組みについての基本的な方向を示すものとして策定するもので、その位置づけにつきましては、この図1に示すように、国、県等の考えに基づいて策定しております。

次の計画期間でございますけれども、これは令和2年、来年度を初年度とし、令和11年までの10年間を計画期間として設定してあります。

次に4ページを開いていただくと、こちらからが第2章、鎌倉市・逗子市・葉山町の地域概要をまとめてあります。1番目の地域概要の位置ですが、三浦半島のつけ根に鎌倉市・逗子市・葉山町、2市1町が位置しております。(2)の人口と世帯数でございますけれども、広域の2市1町の総人口は、表2.1を見ていただきますと、圏域全体では、これは29年度の実績でございますけれども、26万4,687名で、この中の構成割合を見ますと、鎌倉市が65%、逗子市が23%程度、葉山が12%程度で、鎌倉市が65%で大半の人口を占めているということが言えるかと思えます。

次に3番目の土地利用の状況、これも内訳については6ページの表2.2に示してありますけ

れども、特徴としては、鎌倉と逗子は宅地が6割以上、市域の6割を宅地が占めておりますけれども、葉山町のほうは宅地が34%程度ということで、宅地のほうが少ないというような特徴になっております。

あと、6ページを開いていただきまして、4番目の産業の動向でございますけれども、これは表2.3に各大分類ごとに人口を示してございます。この表2.3の一番左のほうに総数が書いてありまして、事業所総数が2市1町で1万431事業所ということになっております。そのうちの7,558事業所ということで、大体73%が鎌倉市のほうにほぼウエートがいつているという、それで逗子市のほうは18%程度、葉山のほうは9%から10%弱というような産業構造になっているというようなことが言えます。

次に7ページのほうに移りまして、地域特性がこちらのほうに観光人口として取りまとめてあります。この観光人口というのは、ここに示してありますが、実際ごみ排出量のほうにも影響してくるだろうということで、ここにどの程度常駐している人口以外の人口が出てきているかということを示してございまして、これで見ますと、29年度で2市1町で年間2,200万、ただ、そのうちのほぼ90%、2,000万ぐらいですかね、その辺が鎌倉市が占めているという、そのような特徴になっております。ということは、これを1日に直すと、大体日平均6万人ぐらいが訪れているということで、極端な話、その人たちがごみを落としていくということで、事業系のごみが増えてくる可能性もあるという、概略的にはそういう影響が出てきているだろうということが言えるかと思えます。

次に8ページに参りまして、第3章、鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状がこちらにまとめてありまして、8ページの(1)ごみの分別、2市1町がどのようなごみの分別の区分をやっているのかということで取りまとめてあります。この2市1町の違いについては、10ページを開いていただきますと、2市1町の分別の違いということで、表3.4、下のほうにありますけれども、これで見ていきますと、個々に違いが示してありまして、主にプラスチックごみをどうしているか、製品プラスチックが、鎌倉市、葉山では集めておりますけれども、逗子市ではまだ集めていなくて、普通の燃やすごみとして集めているという、こんなふうにして違いをここにまとめてあります。白色トレーのほうは、葉山町では集めておりますけれども、鎌倉、逗子では集めていない、容器包装プラスチックとして集めているという、このような区分として見ていただければと思います。

次に11ページに参りまして、こちらのほうの(2)中間処理施設の整備状況です。現在、2市1町の中間処理ということでごみ処理施設になりますが、こちらのほうの概要をここにま

とめてあります。鎌倉市のほうにつきましては、今、今泉クリーンセンターと笛田リサイクルセンター、それと名越クリーンセンターの3カ所があります。笛田のほうは資源化施設で、缶・瓶、ミックスペーパー等のリサイクル、名越クリーンセンターではごみの焼却施設、それと粗大ごみ処理施設があります。あと今泉センターのほうには粗大ごみの破碎・圧縮施設。ただ、今泉のほうには、今はもう撤去してありますけれども、150トンの焼却施設、鎌倉市は焼却施設が2つありましたけれども、今、今泉クリーンセンターのほうは撤去して稼働はしていません。そして、ご存じのように逗子市のほうには逗子市環境クリーンセンター、こちらは焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設が設置されております。そして、葉山町のほうには粗大ごみ処理施設が設置されておまして、ただ、葉山町のほうにはごみ焼却施設、これは40トン8時間、1日8時間・40トンの機械化バッチという施設が現在休止状態でありまして、実際は22年からもう焼却をとめてあります。これが中間処理施設の圏域での状況になっております。

次に12ページに参りまして、(3)最終処分場の整備状況。最終処分場が整備されているのは逗子市だけで、他は現在最終処分場を整備されていません。外部で資源化を行っているという状況にあります。ただ、逗子のほうにおいても残余容量が少なくなってきておまして、平成26年度から市外に出して資源化を行っている状況にあります。

次に13ページのほうに参りまして、ごみ処理の流れ、13ページから15ページにかけまして、図3.2が鎌倉市のごみの流れ、例えばこれに沿って説明させていただきますと、一番左側にごみの分別区分、集めているごみの種類がありまして、右のほうが処理・処分ということで、集めたものをどのようにどこに集めて処理して、最終的にはどのような形にしているかという流れです。例えば燃やすごみについて説明しますと、まず燃やすごみは名越クリーンセンターあるいは今泉クリーンセンターのほうに焼却として集められまして、その後、焼却灰のほうは熔融固化、外に出して資源化をやっていますというような流れを示している図になります。この図3.2が鎌倉。そして図3.3、14ページが逗子市のごみの処理の流れ、どのように分別されて、中間処理されて、最終的にどのように資源化で処分されているかという流れになります。

そして15ページが葉山町のごみの流れになります。

次に16ページのほうに進みまして、2、資源物とごみの総排出量の推移ということで、16ページから各市町のごみの排出量の実績を示してあります。16ページは鎌倉市のごみの量を示しておまして、アとして家庭系資源物、イとして事業系資源物というふうに分けてあり

まして、家庭系資源物とごみということで、これは主に家庭から排出される収集しているごみと呼んでおります。それで、事業系資源物とごみというのは、事業系、一般廃棄物として事業所のほうから排出されたもの、それとあとは直接焼却場に運んできたものという形でこれを分けております。これで見ますと、鎌倉市の場合ですと、表3.7の29年の実績で家庭系資源物とごみということで、年間4万2,943トン、事業系資源物とごみということで1万6,803トン、合計で5万9,000ということで、トータル的には6万弱のごみの量が発生しているということが言えます。

逗子市のほうも同様に見てまいりますと、18ページのほうにまとめた表3.8に載っております。まして、家庭系資源物とごみ、これは収集しているものが29年度で1万652トンで、家庭系資源物、集団回収で集めたものが3,392トンで、事業系資源物、持ち込みのほうですが、4,574トン、合計で1万8,618トンになっております。

葉山町のごみにつきましては、19ページ、表3.9、家庭系資源物とごみが7,071トン、家庭系の集団回収が1,800トン、事業系資源物とごみ持ち込み分が2,587トンで、1万1,458トン、これが葉山町のごみの量になります。

2市1町の合計したものが20ページにまとめてあります。2市1町での家庭系の収集ごみの量が6万666トン、集団回収が5,192トン、事業系の資源物のごみが2万3,964トン、合計で8万9,822トンになります。このうちの排出量の割合を見ますと、21ページの表3.11ですが、総ごみ量の66.5%が鎌倉市、逗子市が20.7%、葉山町が12.8%という割合になっております。以上がごみの排出量の実績になります。それらをさらに細かに内訳をまとめたものが、22ページの表3.12から表3.14、これが各市町のごみの内訳になっております。

2市1町のごみの取りまとめた詳細な表が25ページの表3.15、これは2市1町での各ごみの総排出量です。一番見やすい、個別に見ていきますと、この表3.15が各内訳です。可燃ごみですとか植木剪定枝とか、個々のごみをここに記載しております。

次に26ページに参りまして、この発生源単位というのは、1人1日当たりのごみの排出量、1人が1日当たりどの程度ごみを出しているかという量になります。平成29年度ですが、鎌倉市が950グラム、逗子市が844グラム、葉山町が982グラム、それで県平均が859グラムになっておりまして、県平均よりも鎌倉、葉山が高い値になっておりますけれども、逗子市は県の平均859よりも少ない844という値になっております。

次に資源化の状況、27ページに参りまして、29年度の資源化率ですが、この資源化率と

というのは、総ごみ量に対して資源化された量が何%入っているかというのを示した数値になっております。それが鎌倉市が52%、逗子市47.4%、葉山町が44.3%、県平均が24.4で、県内では鎌倉、逗子、葉山がトップ3ということで、1、2、3という資源化率の割合を示しております。

次、28ページのごみ組成について説明させていただきます。ごみ組成ですが、これは各家庭から出てきた収集車の中のごみを分けた湿物当たりのごみの組成になりまして、厨芥類というのが各家庭での台所のごみというふうに考えていただければよろしいかと思っております。これが一番高く、鎌倉市は48.8、逗子市が43.3、葉山町が54.3%という特徴があります。これが今後生ごみ処理施設をつくる場合の参考資料になっていくということになります。

次に29ページのごみ処理経費で、これも人口1人当たりと、処理するごみ1トン当たりでどの程度費用がかかっているかということで計算した値になっております。30ページのほうに一覧表がありまして、経年的な経費が示してあります。平成29年度の人口1人当たりの処理経費ですが、鎌倉が1万8,573円、逗子が1万5,508円、葉山町が2万1,139円ということで、県平均が1万576円と比較すると、2市1町ともこれに比べて高い値になっているということが言えます。

次にごみ1トン当たりの経費が表3.20、下のほうの表にまとめてあります。鎌倉市が5万3,557円、逗子市6万1,559円、葉山町が6万9,962円、県平均が3万7,167円で、それよりも高くなっております。この県の平均というのが、横浜、川崎、相模原が大規模な施設を持っていて、ほぼ処理の7割ぐらいをそこが占めているということで、かなり効率的にやられているということで、経費をかなり下に抑えているというような状況にありまして、県平均が下がっているという状況にあるということをお添えておきます。

次に31ページに参りまして、7番のごみ処理容器等の助成状況でございますけれども、これもかなり台数が増えた時期がございまして、これも各有料化を実施した時期に合わせて助成台数が増え、その後またちょっと減ってきているという、そのような状況にありまして、鎌倉市が26年で、これも有料化に伴って1,216台と増えております。逗子市のほうも27年度に518台まで増えましたが、その後ちょっと下がってきているという状況にあります。そのようなことで、有料化に伴って増えてきているというような状況がうかがえるかと思っております。

次に32ページを開いていただきたいと思います。第4章、人口及び資源物とごみ総排出量の推計をこちらのほうに取りまとめてあります。まず人口と資源物とごみ総排出量の推計に当たって、まず人口推計を32ページに示してございましてけれども、ごみの量の推計をどうして

やるかといいますと、基本的には先ほど発生源単位、1人1日当たりどの程度ごみを出すかという、その1人当たりの発生源単位に人口を乗じて家庭から出るごみの収集ごみ量を推計していくという方法が一般的になっております。ということで、人口が増えればごみの量も増え、人口が減ればごみも減ってきますよという、そんな関係になっております。そういうことで人口がここに推計としてどうなっているかということで示してあります。これも人口のほうは総合計画等の人口をもとにここに示してございます。そうして見てまいりますと、計画目標年度である令和11年度になりますけれども、これは鎌倉市のほうが16万6,294人、逗子市が5万5,726人、葉山町のほうが3万1,283人ということで、トータル的にはかなりやはり減少傾向にあるという、どうしても人口が減っていくというような推計になっております。例えば平成29年度の合計で見ますと、これはちょっと合計が書いてないのですが、26万4,687名、それが令和11年度では25万3,303人、減少率が1万1,384人の人口が2市1町で減っていく、減少率としては大体4.3%というような推計になっております。

33ページ、資源物等ごみ排出量の推計、こちらのほうも今お話ししましたような家庭ごみの推計のやり方でやってまいりますと、令和11年度、これは表4.1ですが、家庭系資源物、家庭から出るごみの量というのが4万1,159トン、事業系資源物ごみが1万6,504トンで、合計5万7,663トン。29年度が5万9,700ですから、大体2,000トン程度が減少していくという、この推計自体はあくまで今の状況を継続していった場合にどうなるかということでの推計値ということになっております。

資源物とごみ総排出量の推計の各市町ごとの量につきましては、33ページから35ページに示してございます。

以上がごみの量の推計データになりまして、次に37ページに参りまして、第5章、広域化の基本方針ということで、こちらは文章を読ませてもらいたいと思います。まず1番、課題と連携の方向性ということで目を通していただきたいと思いますが、2章から4章までの現状等から見える2市1町の課題と、平成27年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、2市1町で取り組むべきごみ処理の課題と連携の方向性を次のように整理します。

（1）ごみの減量・資源化。

ア、家庭系ごみの減量・資源化。現在焼却している燃やすごみの中には、分別収集することにより資源化が可能となるごみがあることから、さらなる分別の徹底を行うとともに、新たに生ごみを分別収集し、資源化を進めます。また、全国的に事例はまだ少ないものの、使用済み

紙おむつの資源化について、今後の高齢化の進展に鑑み、実現に向けた検討を進める必要があります。

イ、事業系ごみの減量・資源化。県内の他自治体に比べ事業系ごみの発生量割合が家庭系ごみの発生量割合に比して多く、事業系ごみの減量は喫緊の課題であり、事業系ごみの多くを占める生ごみの削減と、紙類やプラスチック等の資源物や産業廃棄物の分別の徹底を中心とした対策を2市1町で取り組む必要があります。

(2) ごみ処理施設のあり方。効率的なごみ処理体制の実現を目指し、既存施設における共同処理の可能性を協議・検討するとともに、将来の施設更新時に安定かつ効率的に区域内のごみ処理を継続するため、人口の減少やゼロ・ウェイストの実現を目指した今後のごみの減量・資源化によるごみ減少量を踏まえ、エネルギー効率や環境面などを勘案したごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 効率的な資源化。2市1町ではごみの資源化を積極的に進めており、県内では資源化率トップ3を占めている。ごみの資源化については各自治体でそれぞれ工夫しながら実施していますが、各中間処理施設の老朽化など課題を抱えているのが現状です。また、現状では各自治体で実施している植木剪定枝等の民間委託による資源化を一括して実施することにより、さらなる効率化が図れることも予想されます。このことから、老朽化が進んだ中間処理施設の集約化を検討するなど、効果的な資源化手法について、ハード・ソフト両面から検討を進める必要があります。

4番目としまして、ごみ処理費の縮減。2市1町のごみ処理費については、人口1人当たりごみ処理費、1トン当たりごみ処理費ともに県内の平均処理費を上回っています。このことから、ごみ処理の効率化とあわせ、処理費の縮減についても検討を行い、スケールメリットが得られる処理手法の検討を行う必要があります。

2、基本方針。2市1町は、1の「課題と連携の方向性」に基づき、さまざまなごみの減量・資源化策を推進することにより、ゼロ・ウェイストの実現、ひいてはSDGsの達成を目指します。

(1) 2市1町は、覚書の基本理念であるゼロ・ウェイストの実現を目指してごみの減量・資源化を進めていきます。具体的には、覚書の基本方針(4)に掲げた可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化のほか、紙おむつの資源化、可燃ごみに含まれている紙類等の分別の徹底等について連携して取り組みます。

(2) 2市1町は、安定的かつ計画的なごみ処理を連携して行うため、既存施設における共

同処理の実現に取り組みます。

(3) 2市1町は将来に向けた安定的かつ適正なごみ処理体制の実現を目指し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進が図れるよう、広域連携による適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図ります。

39ページは、先ほどのSDGsの説明はこちらのほうに書いてありますので、目を通していただければ都思います。

40ページに参りまして、第6章、ごみの減量・資源化施策。1番といたしまして実施方針。ごみ処理の現状と課題及び広域連携の方向性を踏まえ、ごみの減量・資源化の施策に関する実施方針を次のように設定します。ということで、こちらに3点まとめておりまして、家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充。事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充、3番目として取り組むべきその他の施策の拡充が実施方針になりまして、次に2番目といたしまして、家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の施策。家庭から排出される燃やすごみのうち、占める割合の高い生ごみ、資源物である紙類等に対して次の施策を講じていきます。(1) 生ごみ。資源化の推進。家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている生ごみについては、2市1町で資源化に取り組むべき共通の課題であることから、資源化の方法や施設整備等について情報共有や連携を図るとともに、各市町において分別収集し、鎌倉市及び葉山町で施設整備を図り、資源化を実施します。食品ロスの削減、家庭から排出される手つかず食品や食べ残し等、食品ロスの削減を図るため、パンフレット等の配布や説明会などの啓発活動を行っていきます。

家庭用生ごみ処理機の普及。家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理容器の普及啓発を目指し、各市町での個別活動とは別に、2市1町で連携したキャンペーンなどの取り組みについて検討を行っていきます。

そして(2)の紙類等につきましては、家庭から排出される燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発をさらに進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を行っていきます。

41ページのほうには、事業者から排出されるごみの減量・資源化施策についてまとめてありまして、特に(1)生ごみの削減ということで、事業者から排出される燃やすごみのうち、最も占める割合の高い生ごみに対して、ここに書いてあるアとイの対策を進めてまいります。アとしまして、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者の活用。事業所から排出される生ごみの削減等を促進するために、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における

生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみの資源化を促すとともに、さらなる効果的な資源化誘導策を検討します。具体策としては、平成30年8月に新たに横浜市鶴見区に民間事業者の施設が整備され、令和元年度中に登録再生利用事業者の認可を取得する予定であり、受け入れ可能であることを確認したため、今後、排出事業者に周知徹底し、搬出を誘導することで資源化を図ります。また、先進市の事例から、各市町の一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の再生利用を明記することなどの促進を図ります。また、搬出先となる登録再生利用事業者の施設が三浦半島地域にないことが課題となっていることから、施設の誘致等の対策も検討します。

そしてイ、食品廃棄物の発生抑制・排出抑制。生ごみの排出が多い飲食店に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発の対応を検討します。

(2)としまして、排出事業者への適正排出の指導等。事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業所への指導や啓発を連携して進めます。

(3)手数料の見直し。事業系ごみ手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門部会からの報告書において、事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいとしています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、事業系一般廃棄物に係る原価相当の料金徴収の推進を位置づけており、このことがさらなるごみの減量・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めていきます。

次に、取り組むべきその他の施策、42ページに参りまして、まず1番目としてR e f u s e（不要なものを買わない・断る）の周知啓発。家庭から排出される燃やすごみの中には、食品ロスとして問題となっている手つかず食品や食べ残し等の食品廃棄物のほかにも、再使用可能なものなどが混入しています。このようなごみの発生及び排出がなされないよう、R e d u c e, R e u s e, R e c y c l eといった3Rの前段階であるR e f u s e（不要なものを買わない）についても周知・啓発を行っていきます。

そして、(2)新たな資源化の検討。家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている紙おむつについては、さらなる高齢化が進展することを鑑み、引き続き資源化の検討を進めていきます。現在、国土交通省が進めている下水道施設での紙おむつの受け入れに関する技術面、制度面の検討状況、令和元年度に予定されている環境省の「使用済み紙おむつのリサイクルを促

すガイドライン（手引）」の策定状況、既に民間事業者が資源化を実施している福岡県大木町や実証実験を行っている鹿児島県志布志市の状況、民間事業者における整備状況等を踏まえ、費用対効果を勘案して実施の見通しが立った段階で削減効果を見極め、新たな資源化として位置づけていきます。また、資源物及びごみの処理に関しては、日々新たな技術開発が進められていることから、その動向を注視し、新たな技術の利用や民間施設の活用を視野に入れ、ゼロ・ウェイストの実現に寄与する資源化手法の導入を検討します。

表 6. 1 に潜在量ということで、各市町の紙おむつの量を推計しております。これは各ごみの組成と協力率がどの程度得られるかというようなことから推定した値になっております。

次に 4 3 ページのごみ処理経費の縮減。今後ごみ処理をしていくに当たって、人口減少によりごみの発生量そのものが減少することや、廃棄物処理の担い手の不足等が予想されることから、業務の効率化がより求められるため、2 市 1 町のごみ処理効率化について検討していきます。

ア、処理の一本化。資源ごみまたはごみ処理先（中間処理または最終処分）を統一することにより、2 市 1 町で一括して処理することでスケールメリットが得られることから、処理にかかる費用が抑えられる見込みがあります。処理にかかる費用に加え、施設への収集運搬にかかる費用に関しても、より効率的な体制を検討します。

イ、分別品目の統一化。各市町で単独に実施しているごみ処理体制を 2 市 1 町で実施する体制へと移行することにより、より効率的なごみ処理を行うため、分別の統一化や 2 市 1 町による収集運搬体制について研究していきます。

以上が取り組むべき施策、今後の資源化施策を取りまとめてありまして、5 番目としまして、まず可燃ごみ量の将来予測。可燃ごみということは、これは焼却対象ごみということで見ていただきたいと思います。先ほど説明しました人口等のところで示したごみの量ですが、それで示した可燃ごみに該当する燃やすごみ等をまとめた表が 2 市 1 町の合計量としてここに示してあります。令和 1 1 年度で家庭系が 2 万 9, 2 9 2 トン、事業系ごみが 1 万 5, 1 7 6 トン、合計で 4 万 4, 4 6 8 トンという数字になっております。この内訳が、今日事前にお送りした資料 2 のこの A 3 の表に、内訳、各市町の燃やすごみということで示してあります。この資料 2 の例えば鎌倉市のほうについて見てみますと、家庭系ということで、ごみが書いてありまして、人口予測から算出した可燃ごみ量が 1 万 8, 9 1 5 トン、そして逗子市の場合ですと人口から算出した可燃ごみの量が 6, 4 4 8 トンで、葉山町の人口から予測した可燃ごみの量が 3, 9 2 9 トン、その合計として 2 市 1 町として予測人口から算出した 2 万 9, 2 9 2 トンというのがこ

れの合計ということで、下に取りまとめた数値となっております。そして同様に事業系のごみも、各市町の人口予測から算出した可燃ごみ量（事業系）は、例えば鎌倉市が1万65トン、そのように逗子市も同じく足していきますと、事業系の一番下の2市1町の事業系、人口予測から算出した可燃ごみ量ということで1万5,766トン、そして合計で4万4,468トンという、これが各市町の内訳となっております。これはまずはこれまでの状況で推計してきた数値ということで見ていただければと思います。

次に、44ページのほうに参りまして、可燃ごみの減量・資源化量ということで、今説明いたしました40ページから42ページまでの家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の施策、あとは事業系のいろいろな生ごみの削減ですとか、そういう施策を行った場合に、ごみはどの程度減量化できるかということで推計したのが44ページの(2)の量になります。その合計量が、家庭系でいきますと令和11年度では1万2,556トン、事業系が1万1,979トン、合計で2万4,535トンが各施策を施すことによって減量化していきますということです。

この内訳が、先ほど説明したまた資料2に戻っていただきまして、例えば資料2の令和11年度の鎌倉市の、一番上の家庭系で、生ごみの資源化によってどの程度ごみが減量化できるかということで試算してまいりますと、これも生ごみの組成と、あと協力率、どの程度協力ができるかということで推計してまいりますと、6,464トン、そしてその他の発生抑制、紙ごみなどが2,453トン、減量化ができるということです。この減量化量を差し引くと、可燃ごみ量が9,998トン、これが最終的に残る燃やすごみ量となります。同じように各市町もそのように見ていただきまして、ここでの表の令和11年度の合計量の2万4,535トンが減量化されて、それで(3)の資源化後の可燃ごみ量として表6.4、最終的に1万9,933トンになります。この表の見方は、まず現状で行くとごみの量はどの程度になり、それから資源化に回る量があって、その資源化に回る量を引くと、最終的な燃やすごみの量になるという、一番最後の表6.4の部分になってくるということで理解していただければと思います。

次に45ページに進みまして、第7章ごみ処理施設の整備方針で、こちらのほうにはまず1番目に、枠の中に現状についてまとめてございます。こちらのほうは鎌倉市・逗子市・葉山町の現状について、施設の今の状況をまとめてございます。それで、これらの状況でいきますと、大きな点というのが、鎌倉市の名越の焼却施設が令和6年にとまるということです。これがまず一つの分岐点といいですか、計画していく中での一つの重大な点であるということで、一番下に書いてあります。鎌倉市の既存施設が停止する令和6年度までを第I期、その後を第II期

として、計画を2つに分けて今後進めていくという方針でまとめてあります。

【事務局】 ちょっと済みません、説明の途中なんですけど、最初に何の説明もなく長々と説明をしてしまっているのですけれども、非常に行政の計画として重要ですので、内容を詳細にご理解いただくために、今回かなり時間をとって説明させていただいているところがございます。審議の時間といたしまして、今回、残った時間では審議はしていただくんですけれども、あと予定としては、今回の12月21日の、あさっては住民説明会をやって、年明けにはパブリックコメントをやって、そういった市民の意見の結果も踏まえて、2月ごろにもう一度審議会を開催させていただいて、出てきた市民意見も踏まえた形でしっかり審議のお時間はとらせていただきたいと思いますので、これから説明する部分も非常に重要な部分なので、ちょっと申しわけないのですが、お時間をいただいご説明を続けさせていただければと思います。

【南川会長】 ちゃんと説明してもらったほうがいいと思います。とりあえず今日は皆さんからこの後一言ずつ質問なりありますが、それはそれでとりあえずの質問なり意見ということで、当然ながら今日聞いた説明をベースにもう一度よく読み返していただいて、次回本格的な議論をするということをやったほうがいいと思いますので、やってください。

【事務局】 済みません、では進めます。じゃあなるべく縮めて進めさせていただきたいと思いますが、とりあえずこの施策の部分は結構重要な部分になってきますので、読ませていただいております。

46ページのほうの第I期の計画になります令和6年度までを第I期として、(1)焼却施設と中継施設といたしまして、まず既存の施設、焼却施設のほうは、鎌倉は既存の名越の焼却施設でそのまま6年度までは継続して使用し、逗子市の環境クリーンセンターも既存施設で焼却して、もう既に始まっております葉山町からのごみも逗子市の施設で焼却していくという、全体的にはこのような流れで、そして葉山町のほうでは中継、ごみをまとめて集めるための中継施設を葉山のほうでは整備していくという、そのような計画になっております。容器包装プラスチックにつきましては、鎌倉市は現在委託処理で、そのまま令和6年まで継続して委託処理、逗子と葉山については逗子市の既存の環境クリーンセンターで処理を行っていくという計画になっております。生ごみにつきましては、鎌倉市、これは今泉クリーンセンターのほうを候補地として施設を整備して、ただ、この場合は5トン未満で先行してやっていこうということで計画をしております。逗子と葉山町においては、葉山町のクリーンセンターに生ごみの資源化施設を整備して資源化を行っていくという計画になっております。第I期における施設については、表7.1に示すような整備状況ということになっております。例えば焼却施設は鎌倉の

150トン、逗子の140トンで行っていくという、あとは資源化施設の各市町に設置されているものはそのまま原則的には使っていこうという、そのような流れになっております。

そして連携の概要については48ページに図としてまとめてあります。今説明したような話をまとめたのが連携の概要になっております。例えば焼却施設に関しましては、鎌倉と逗子では震災とか補修事業において連携してごみの受け入れをやっていこうという。それで、逗子市の焼却施設は葉山からの可燃ごみを受け入れるという、そのようなことで、この図を見ていただければと思います。

次に49ページから第Ⅱ期について計画・方針を示してあります。第Ⅱ期の焼却施設、中継施設ということで、こちらのほうも今のように焼却施設、中継施設あるいは容器包装プラと生ごみについての連携の概要を全部取りまとめたのが51ページのほうになります。この連携の概略図を見ていただければ、(4)の連携の概要ということで、まず焼却に関しましては、中継施設を鎌倉では整備して、そこからの可燃ごみを逗子市の焼却施設、逗子での受け入れ限度枠以上のものに関しては自区内処理、資源化ということで鎌倉市のほうは対応していくということで、あとは葉山町からの可燃ごみは逗子市の焼却施設。逗子市の生ごみは葉山町の生ごみ資源化施設で処理を行い、容器包装プラスチックについては逗子市の施設という、この矢印のような流れで今後第Ⅱ期における連携を図っていこうということです。Ⅰ期との違いというのは、鎌倉からの可燃ごみが逗子市の焼却施設に搬入されてくるということが大きい違いになってくるかと思えます。

52ページのほうの整備スケジュールになりますけれども、こちらのほうが、今お話ししたように第Ⅰ期と第Ⅱ期というのが、令和2年度から令和6年度が第Ⅰ期、令和7年度から令和11年度が第Ⅱ期というふうに分けてあります。その間の焼却施設なり中継施設をどこで整備するかということをごここに取りまとめた表になっております。

次に5番目、ごみ処理施設等の集約化等によるごみ処理経費の縮減。こちらのほうは読ませさせていただきますと、ごみ処理施設については、原則として既存施設を有効に利用することによって建設費等の費用を抑えるとともに、2市1町の資源物またはごみを1施設に集約することによってスケールメリットを生かし、ごみ処理経費の縮減を図るものとします。可燃ごみについては、逗子市焼却施設で第Ⅰ期において逗子、葉山の可燃ごみを焼却し、第Ⅱ期において2市1町の可燃ごみを焼却することとします。しかし、鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中（令和7年度～令和10年度）は、逗子市焼却施設の焼却可能量が2万トン程度であることから、2市1町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表7.2のとおり

り鎌倉市の可燃ごみの一部を適正に自区内処理するものとします。生ごみについては、葉山町に生ごみ資源化施設を整備し、逗子、葉山の家庭系生ごみを資源化し、容器包装プラスチックについては逗子市の施設を更新し、逗子、葉山町の容器包装プラスチックを資源化するものとします。また、第Ⅰ期から第Ⅱ期にかけて継続して活用することとしている粗大ごみ処理施設や不燃ごみ処理施設等についても、2市1町のごみ処理施設として集約することを検討しています。

次に2市1町における将来のごみ処理体制について。(1)可燃ごみの処理について。可燃ごみ処理に関しては、逗子市既存焼却施設を活用し、逗子市及び葉山町の可燃ごみ等は令和7年度以降鎌倉市の可燃ごみを処理するものとしています。当該施設の稼働期間はできるだけ長く稼働することを目指していますが、老朽化していることを踏まえ、令和7年度からおおむね10年間の稼働とし、適切な維持・修繕を図っていきます。

(2)逗子市焼却施設停止後の可燃ごみ処理の考察。逗子市焼却施設稼働停止後の可燃ごみ処理については、区域内での焼却施設建設もしくは区域外での処理のいずれかとなります。処理手法の検討に当たっては、2市1町ごみ処理に関する基本理念であるゼロ・ウェイストの実現のため、資源化の推進、人口動態、新技術の実用化の進捗、国・県の動向などを踏まえる必要があります。

ア、人口動態とごみ量の予測。将来の人口予測、本計画に掲げた資源化策から試算した2市1町の将来の可燃ごみ排出量は、令和11年度には年間2万程度となり、その後も人口減少により削減していくと試算しています。

イ、区域内で新たな焼却施設を建設する場合の条件。近年、新たに焼却施設を建設する場合は、エネルギー回収が必須となり、そのためには最低でも日量100トン程度、年間に直しますと約2万7,000トン程度の規模の焼却施設の検討が必要となります。これは、今日また後で追加で説明させていただきたいと思いますが、資料4のほうに環境省からの課長通知を添付しておりますので、時間があればまた説明させていただきたいと思います。

ウ、新技術の実用化の進捗。これまで資源化が難しかった混合ごみについても、乾式メタン発酵やバイオエタノール化といった新たな資源化技術が確立し始めており、国内では当該技術の活用による民間施設の資源化処理が事業化されている事例もあることから、これまでごみとして焼却するしかなかったごみの資源化が可能となってきています。これら新たな技術を活用し、さらなる資源化を進めることにより、より大幅に削減させることが可能となります。

エ、国の広域化・集約化のさらなる推進。ダイオキシン類の削減等、適正なごみ処理を推進

するため、平成9年から始まったごみ処理広域化ですが、人口の減少やさらなる3Rの推進、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、ごみ処理に係る担い手不足などから、国は平成31年3月29日付で「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、その中で、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく上で、広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めるべきと示されています。また、広域化・集約化の主な方法として、市町村が民間廃棄物処理施設にごみ処理を委託し施設の集約化を図ると、民間の活用の考え方も示されています。今後、本通知により神奈川県が広域化・集約化を策定することが予定されています。

(3) 逗子市焼却施設停止後の焼却処理の考え方。以上の点を踏まえると、2市1町で新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていくことが肝要と考えています。今後は広域ブロック区割りの設定の見直し(拡大)も視野に入れつつ、民間の新技术による資源化手法を活用するなど、ゼロ・ウェイストを目指しさらなるごみの資源化を進め、安定的なごみ処理を維持できるよう、引き続き情報収集、研究、協議検討を重ねていきます。その停止後の概念図を図7.4に示してございます。区域内において焼却施設を整備しないで可燃ごみの中継施設の整備が必須なことから、当該中継施設について、名越クリーンセンターの稼働停止後の跡地を候補地として鎌倉市が担うものとして考えております。これが停止後の概念図ということになります。

第8章につきましては、今後の計画の推進方策として、連携体制、費用負担の方法、計画の進行管理等についてまとめてございます。これはまた見ていただければと思います。

それで、今日、資料のほうでお渡ししております、まず資料3のほうなんです、これをまず説明させていただきますと、これは連携によって今後ごみの処理経費がどの程度コストメリットが出てくるかということでの試算の表になります。この横長の資料3ですが、経費からいいますと、現在、令和2年度で38円程度のごみ1キロ当たりの処理経費が、令和7年以降、鎌倉市との連携によって29円60銭程度までの経費削減が見込まれます。費用負担としてどの程度変わってくるかというのが、この表の一番下にありますように、令和2年度で総合計として6億4,000万程度の費用がかかるものと推定しておりまして、そのうちの4億1,000万ほどが逗子、2億2,000万ほどを葉山が負担するという試算になっております。これが令和7年の鎌倉市との連携によって、総係費のほうも若干ごみの量が減るということがありまして、総経費が6億ぐらいになりまして、逗子市のほうが6億のうちの2億3,000万、

葉山が1億弱、そして鎌倉が2億6,000万程度の負担ということで、経費負担的にはかなり経費が節減できるというふうな試算になっております。その表が資料3です。

そして資料4のほうは、先ほど説明の中に出てきております、国からの広域化・集約化についての通知になっております。一番肝心なところが、国のほうの広域化の設定見直しということで、これでいきますと、ページからいうと3ページ目に(5)というのがあるのですが、ブロックごとの廃棄物処理体制の検討ということで、この中に、ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。廃棄物体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限推し進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。例えば、ごみ焼却施設について、エネルギー利活用の観点から100トン以上の全連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにする。既に100トン以上300トン未満の施設を設置している地域については、300トン以上のごみ処理施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化やバイオマス等の効率的なエネルギー回収技術を導入するなどの取り組みを促進することとなっており、さらにその下のほうに、広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたいということで、1番に組合設立、2番にごみ種類別処理分担、3番に大都市での受け入れ、大都市が周辺市町村のごみを受け入れ処理をするということと、相互支援、それと5番が他のインフラとの連携、最後に6番として民間活用というのが載っておりまして、市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る、このようなことになっております。

これに基づいて神奈川県動きというものが資料5になっており、神奈川県がその通知に基づいて広域化計画の見直しを進めるということで、この資料5の2枚目のほうに今後の計画についてとして、計画期間が2022年度から2032年度の10年間として広域計画を進めていくということで、もう県のほうもブロック割りについて今検討を進めております。その関係でいきますと、資料6のほうは、今年度ごみ処理広域化推進専門部会という県が各市町村を集めて行った検討会があります。そしてその中でちょっと注目したいのが、2枚目があるのですが、資料6の2枚目に個別ヒアリング結果というのがあります。その一番下のほうに施設集約化に係る市町村からのご意見というのが2つほどあります。住民サービスや住民負担の点から課題は多いが、将来人口減や焼却ごみ量の減少が続いても収益がとれるような施設、電力を供給できるような施設として維持するためには、ブロックを越えたごみを受け入れることも考え

られるということ。あとは、近年ごみ量が減り、燃やすカロリーが少なくなったことで電力の売電量が少なくなり、効率がよくないという、このようになって、また広域化の見直しを今後参考にしながら行っていくという状況にあります。

それとあと、資料7のほうですけれども、1枚だけの資料、これは桐生市のほうで都内の立川市の事業系一般廃棄物をよその町で受けて処理をしているという、これを資料として今日添付させていただきました。

ほんとうに大変時間がかかりまして申しわけございませんでしたが、以上で説明を終わらせていただきます。

【南川会長】 ありがとうございます。大事な話を交に飛ばして聞いていなかったというよりは、きちんとご説明いただいてよかったですと思います。

それで、まだ今日聞いたばかりですし、大分大儀なものですから、多分今日で全部議論するのは無理ですし、なおかつ、ここはわからないとかいうことも多分あると思うのです。とりあえず今日は一言ずつ皆さんからいただいて、もし今日事務局からお話しできるものがあれば聞きますし、なければ別に次回またそれをお話いただいた上でもう一度議論するというにしたいと思います。

ちょっと私から最初に済みません、一言だけ質問です。僕はその年表が非常に懐かしくて、私、平成15年の夏から17年の夏まで廃棄物部長をやっていたものですから、このころ岡崎知事と実は神奈川県の問題で相当お話をしました。山北町へ行ってみたくれとか言われまして、結局何も実を結ばなかったんですが、岡崎さんがいろいろな鉄道網を使って山北町にみんな神奈川県のごみを集めたいと。特に3政令都市以外のものを集めたいとかいうお話をされて、いろいろとばたばたしていたことを実は思い出しております。

それと同時に、そのころの議論を思い出して非常に残念なのは、今、2市1町で議論していますけれども、横須賀と三浦が別になったというのは非常に議論を難しくする感じがします。環境省は100トン・パー・デイと言っていますけれども、やはりほんとうは300トン・パー・デイぐらいないと、熱を取るとか発電というのは結構苦しいですよ、効率性も悪いです。そういう意味では、2市1町だけの議論でどこまで本格的な効率的な処理の話ができるかというのは、非常に実は難しい問題があるということは率直に感じます。

それで、もう1つは、ちょっと根本的な話というか、いろいろな原則があるんですが、例えばもうちょっと言うと、この計算の前提になる、例えば観光客の問題とかを含めて、自然体で減ったり増えたりするのはいいんですが、例えば逗子として観光開発をこんなことをやってい

ったらこういうことが増えるけどとか、ある種の地域発展計画とか経済計画みたいなものは考慮しなくていいのか、あるかどうか知りませんよ。そこはちょっと自然体の計算だけでいいのかなと。例えば、人口はどこも減るということをいっていますけれども、いや、逗子はこういう計画をつくってこういう開発をするから、観光開発とかやるから、実は人口は増えるんだとか、人口は減るけれども、観光人口は増えるんだとか、そういったことがないのかどうかというのはぜひ教えていただきたいということはあります。それだって結構数字が変わるものですから、何かそれがなくてごみだけ議論していいのかなというのがちょっと実感としてあります。

それから、3自治体の議論ですから、3自治体をまとめて出すという素案になっていますが、要は、鎌倉とかを含めるところまでどこまで我々が議論できるのかというのはちょっと疑問があります。要は、一般廃棄物は、家庭廃棄物であれ事業系であれ最終責任は市町村がとるわけですから、そういう観点からいくと、別に自区内処理でも自区外処理でも責任をとって処理すればいいのですけれども、鎌倉の場合は、一部はもう自区外処理だと言い切るようなことを通知して、鎌倉市が勝手にそういうのはいいし、ちゃんとできればいいんですが、そこまで逗子市の審議会としてコミットできるのかどうかということについては、実はものすごい疑問があります。

それから最後に、この文章の中に災害対策の議論がないのですけれども、災害廃棄物処理計画のことについて言うと、何もコメントがなくていいのかどうかというのが、ちょっと大きな疑問がございます。というのが私のとりあえず今ざっと伺った疑問でございます。また別に今日はそこまで議論しなくても、とりあえず順番に、じゃあ橋詰さんから。

【橋詰副会長】 わからないことだらけという感じなんですけど、幾つか素朴な疑問というか、ブロック割りの話なんですけれども、神奈川県広域計画の中では、9ブロックとして三浦はたしか入ったんですよね。で、今はこのところは2市1町ですけれども、というのは、神奈川県の広域計画上はどっちなんですか。実行上2市1町というのはわかるんですけれども、神奈川県の広域計画ではどっちなんですかというのが知りたいんです、正式には、公式には。

【事務局】 神奈川県の計画では、現在もブロック割りとしてはこの9ブロックのままなので、横須賀三浦、逗子・鎌倉・葉山は1つのブロック、ただ、県計画では1つのブロックなんですけど、実態としては分かれて取り組みが進んでいるというような形になっているというのが現状です。

【橋詰副会長】 わかりました。そういう位置づけなんですね。

それと、また細かな言葉なんですけれども、この中で、ところどころ自区内とか自区外とい

う言葉があるんですが、この自区というのは2市1町という意味ですか。

【事務局】 そうですね、あくまでもこの広域での処理をすれば、広域のエリア内が自区内という考え方になると考えます。

【橋詰副会長】 という意味ですね。例えば、先ほどの第Ⅱ期のところの鎌倉のところから自区外処理として出ていっているのは、何か鎌倉市の外に出ていくようにしか見えないんだけど、これは鎌倉市の外という意味ではなくて、2市1町の外という意味なんですね、そうすると。

【事務局】 そうですね、Ⅱ期の考え方についてはそうなります。

【橋詰副会長】 そういう意味ですね、はい。

【事務局】 そういう意味で言いますと、最後の形の55ページのところの自区外処理という意味合いは、ちょっと不正確だったなというふうに考えておまして、これは最終的な案では、逗子としてはこれを直す形で考えています。将来的な形としては、まあ民間委託ということも選択肢としてはあるという位置づけはしていますけれども、当然まず優先順位としては広域の区割りの拡大ということで、新たな広域連携の構築ということを考えていくということでは、新たなより広い広域のエリアが設定できて、できればその中での自区内での処理ということになるので、必ずしも自区外と言い切るものではないので、これはちょっと修正をしていきたいというふうに逗子としては考えています。鎌倉市、葉山町と相談しながら、ちょっとその表現は不正確であるということで見直したいと考えています。

【橋詰副会長】 もう1つだけ、基本理念の中で、ゼロ・ウェイストの実現を目指しますという言葉があって、ゼロ・ウェイストが何か書かれていないんですが、まあ何となくはわかるんだけど、ウェイストをごみと置きかえれば、ゼロごみといっているのかなとも思うし、じゃあ何がゼロなのかがよくわからないんです。ごみの発生がゼロなのか、処分がゼロなのか、焼却がゼロなのか、何がゼロなのか、あるいはゼロという言葉はゼロじゃなくてというのか。まあ、あまり言葉にこだわってもしようがないんですけども、一応目的の中に、基本理念の中にゼロ・ウェイストの実現を目指しますという言葉を入れるんだったら、どこかでゼロ・ウェイストを定義か何かしてくれないと、意味が何もわからない、こうなってしまうので、そこだけちょっと。次回以降で結構です。

【事務局】 はい、わかりました。

【南川会長】 じゃあ、青さん、順番に。疑問でも意見でも何でも結構ですが。

【青委員】 はい、挙げればもう切りがないんですけども、今言われたように、ゼロ・ウ

ェイストという定義もそうですし、ほかにも幾つか定義づけたほうがいいなというところがたくさんあったと思うんですね。やはりなぜそういう定義づけたほうがいいかというのは、当然パブリックコメントをこれからされるということなので、パブリックコメントをされた場合に、実際に今回のこの実施計画、前回は議論があったと思うんですが、この実施計画を理解できるのかというところがやはり重要だと思うんですね。非常に難しい部分がたくさんあるというふうに感じています。

これも1つ確認なんですけど、この実施計画を出された後に3市がやる行動計画、アクションプランというものをこれからやはり出される予定でございますか。

【事務局】 そうですね、実施計画である程度方向性を示しているというところではありますけれども、具体には各年度年度で予算化して進めていくということにはなりませんので、そこは2市1町足並みそろえてすり合わせをしていくということでは、協議の中である程度共通したどういうふうに進めていくというようなことのすり合わせは協議の中で行っていくということにはなろうかと思えます。

【青委員】 やはりパブリックコメントを出していかれて、それで市民に理解していただくということに関しては、やはりアクションプランをきちっと設定されて、2030年の数値目標を置かれるのか、2030年の目標、例えば先ほど言葉のあれではありませんけれども、SDGsを達成するという言葉があったんですが、やはりどういう方向性があるって、どういう目標があるってSDGsを達成するのかという、この言葉だけは達成すると書いてありますけれども、その道筋になるものが1つも書かれていない。多分ゼロ・ウェイストも同じだと思うんですけども、そういったところが書かれていないので、そうすると、やはりパブリックコメントを求めても、何かすごく柱となる市民にとって非常に重要な行動計画がない限り、なかなか反応しないというか、理解ができない。何をしなければいけないかというのが具体的にわからないと思うんですね。ごみの問題って、例えばカーボン、ダイオキシン、CO₂を削減するというのと違って、もう目に見えるので、見えるものをどうやって減らすかというのは非常にわかりやすいものだと思うんですよ。今ここにあるからCO₂がこの手の上についているよといっても、これは誰も見えないわけで、見えないものと見えるものって全然違うと思うんですよ。ですから、そういった点ではきちっとした行動をすべき目標だとか、数値目標も含めてそういった計画というのをつくることが重要ではないかと思うんですね。

で、もう1つ確認なんですけれども、1ページ目にありますように、2の計画策定の背景に①から⑥があるんですが、確かにこの①から⑤までは私なんかでは理解できるんですけど、や

やはりこれも同じで、⑥の公共事業のコスト削減の公共事業って一体どの部分を言っているのか。ここをやはりきちっと定義づけないと、ここでいう公共事業削減って、施設を、いわゆる例えば51ページや55ページにあったような概念図のように、それで公共事業を削減すると言っているのかどうかということですよ。やはり私たちはこれから環境教育のことも入っていて、非常に理解しなきゃいけないのは、ごみ処理、いわゆる見えているごみというのはたかがごみなんで、ごみを捨てるためにお金をたくさん出す、予算を割くというのは、誰もこれは賛成しかねるんです。それを削減するのはもっともなことだと思うんですよ。ところが一方で、リサイクルということを考えると、リサイクルの価値というのが一体どこにあるのか。これはマテリアルリサイクルするエネルギーを使っていく、そのエネルギーの価値化というのが何なのかということ考えたときに、リサイクルのコストをただリサイクル回せて削減しろと言っているのか、そこはやはりどういうふうに考えるのかということころは、私はこれは非常に重要だと思うんですね。で、リサイクルしてでも資源を使うこと、またはそれをエネルギー化することが価値があるんだという方向で考えるならば、ただ削減しろという話ではないと思うんですね。ここは一旦コストが膨らんでも、そこはきちっと価値のあるものをやらなければいけない。その価値があることをやはり市民に理解してもらうことが大事だと思うんですね。理解するためには何かというと、数値目標があったり行動計画というところに結びつくはずなんですね。そのところのきちっとした計画というか、そういう考え方をパブリックコメントで示すには不十分だと思うんですね。そこをやはり考えないと。だから、どちらを目指すのか、何を市民に理解をしてもらうのか、そこはすごく重要なところなので、そこはやはりもう一度考えていただく必要があるのではないかなということを感じました。

以上でございます。

【南川会長】 じゃあ小川さん。

【小川委員】 前回は新しい処理場をつくらなくてはならないような計画になっていくのかと考えていましたが、今回の話し合いにより、処理場をつくるということよりも、削減をして、そのような形ではなく、新たな事業者などに委託するなどをしていくというような感じになっていくんだなというようなことを今日はちょっと理解することができました。

一番今回よかったなと思ったのが、事業者が適正処理を行う責任を有していることで、その処理にかかわる原価相当の料金を徴収するということが望ましいというような考え方が、現代のヨーロッパなどの外国などでは、やはりそういうリサイクルというよりは、事業者のほう負担をするというのが主な国々のやり方なのではないかなということを感じ

ていたところがありますので、こういう事業計画になっていって、どのような数値で減っていくのかについて非常に今後興味を持ってはいます。済みません、市民的な考えなんですけれども。

【南川会長】 ありがとうございます。では山崎さんいかがですか。

【山崎委員】 この中で、使用済み紙おむつの資源化実施というのが何カ所か出てきたんですけど、これは具体的にどういうふうなものなんですか。燃やす。

【事務局】 今現在2つ九州のほうでやっているのがあります。1つは紙おむつの中身を分解して家の建材にするものが1つと、もう1つはもうほんとうに紙おむつに再生する技術。

【山崎委員】 そんな技術があるんですか。

【事務局】 はい、今2つあります。

【山崎委員】 ありがとうございます。それから、これから説明会、パブリックコメントをやっていかれるということなんですけれども、それはすごく大事で、ぜひやっていただきたいんですけれども、もうちょっとベーシックな啓蒙、教育というのはすごく必要だと私は思うんですけれども、現状、小学校とか中学校で、例えば焼却場を見に行くとか、そういうプログラムってあるんですか。

【事務局】 小学校4年生で社会科見学の一環で、毎年クリーンセンターを見学に来ていただいています。

【山崎委員】 ああそうですか、ありがとうございます。以上です。わかりました。

【南川会長】 はい、渡邊さん、お願いします。

【渡邊委員】 幾つかあるんですけれども、皆さんおっしゃっているように、1つは、この計画書の中の全体的な数字について、根拠を全部入れておいてほしいんですね。各市からのどこそこの部署からの資料なのか、先ほどの人口であれば、総合計画からの数字なのか、何の数字なのかというような根拠は全部表の下につけておいていただければ、出典が何かというのがわかるので、ぜひ、それはそんなに難しい話ではないので、やっていただければいいなというところが1つと、あと、自区外の処理・資源化のところ、多分意図としては、先ほどの資料7のところ、最近民間が施設に入れ出したという話が出ていたと思うんですけれども、例えば、私がすごいざっくりと計算すると、1,700トンのごみを4,600万円で入れるということは、トン当たり2万7,000円の処理費用がかかっていると思うんですけど、多分これは収集・運搬の費用は入っていないんじゃないのかなと、わかんないんですけど、そこが私がどこまで理解しているかわからないので。一方で、資料3で逗子市の事業費から令和16年度のご

み量で計算していくと、大体2万2,000円、2万3,000円ぐらい、トン当たりの処理費用になると思うんですね。ここで単純に比較して、じゃあ外に出してもそんなにお金かかりそうにないんだねという話なのか、例えばそれに1万円とか2万円とかトン当たりで運搬費用が入ってしまえば、ものすごい金額になってくるんですけども、そういった、別に系外処理するのは構わないと思うんですけども、そのときに逗子市が負担すべき費用というのがどれぐらいなのかというのが、試算されたものがないと、これからの逗子市の経済状況を考えていくに当たって、今までの出費が2億円で済んでいたのが、これからはその倍になるのか、いやいや半分に減るのか、その辺はちゃんと見通しを示さないと、市民の方としても、自区外処理で適正に処理されればいいんじゃないかという話だとは思いますが、そういった判断の材料が、実はそうしたら100トンでも何十トンでも施設整備をしたほうが安くなるんじゃないのかなとかというところの判断材料が全くないので、その中でこれでどうでしょうといってもどうですかねというところが、私が思ったのは正直なところですよ。

あともう一点は、逗子・葉山のほうでは何か生ごみの施設を令和6年から10トンで稼働させるというお話なんですけれども、これは前から言っているように、施設整備にはそれなりに相当な期間がかかるわけで、それを令和6年に稼働させるというつもりがあるのであれば、そろそろ事業費が幾らで、何がどうなると、それは鎌倉市さんも多分同じだと思うんですけども、具体的な話が出てきていないと、ここで可燃ごみのうちの半量が減量化されることになっているんですけども、そういった具体的な事業計画がないと、ほんとうに絵に描いた餅で、皆さんに市民の方頑張ってくださいといって半分に減るものではないと思うので、そういったところがちょっと私にとっては足りないというかわからないところかなというふうに思いました。

【南川会長】 はい、じゃあ田宮さん。

【田宮委員】 概要だけは今までちょっとお話聞いてわかっていた気がしていたんですけど、今回、あまりにも駆け足で、何が何だかちょっと理解できていないところばかりです。もうちょっと具体的にわかるようなお話をしていただけたらなと思いますけど。

【南川会長】 山上委員、いかがですか。

【山上委員】 私は前々回お休みさせていただいたので、前回来たときによくわからなかった状態だったんですが、今回駆け足でも説明して下さったので、何となく理解はできました。で、事業者としては、キエーロがもっと普及すればいいなというのと、あと、前回聞いたときによくわからなかった点は、すごく逗子市は分別をよくしている、けどお金もすごくかかっ

ている。分別はよくできているけどお金がかかっているから当たり前なんじゃないかと思ったんですが、でも、広域的にこういうふうやっていくというのは、やはり逗子の財政から見て、ほかの財政と人口の減少から見たらとても大切なことで、いろいろなところの見学に別な会議で行かせていただいたときなんかもあったんですけども、わりと逗子は、高齢者センターのお風呂の設備にお金をかけてとか、いろいろな部分でぶつ切りでお金を出していると思うんですね。だけど、私がお嫁に来る前に横浜市だったんですけど、ごみの焼却にプールがあったりすると、逗子もごみを燃やしてお年寄りのお風呂にすればいいのにとか、ほかの施設に行くと、障害者の人も一緒に来たり、小さい子どもたちも児童も高齢者と一緒にまざる施設があったりして、そんなものが逗子のごみのセンターのところにできたら素敵だなと勝手に、全然もう低レベルな状態で思ったんですね。で、ちょっと姪っ子の福岡の話を知ると、ごみは夜中にごみの収集車が回るから、カラスの問題もないし、朝起きたときにきれいなよという、あ、それもいいなと。みんな何かいいな、いいなと思うんですけども、やはりこういう一個一個やっていくことがすごく大事で、お勉強になります。また検討しながら、ただ、市民レベルとしてはすごく難しい問題なので、丁寧に説明していただけたらいいなと思います。よろしくお願ひします。

【南川会長】 ありがとうございます。

それで、今回は、今日幾つか指摘があったことについて、まずわからないところをお話しいただいて、その上で、委員の方は、今日言わなかったことも含めて、この辺がわからないとか、ここはこう思うとかいうことをおっしゃっていただきたいと思うんですね。ぜひそれまでに、私ももう一度読みますけれども、皆さん読んでいただいて、今日言わなかったことも言ってもいいということにしないと、ちょっとつらいものですから、そんなふうにさせていただきたいんですが。

それからもう1つ、議題の2のほうです。これはちょっと、一般廃棄物処理基本計画の話、今日でやりますかね。次回一緒にいいですかね。ちょっと私も今日書類を見てきたんですけども、持ってこなかったものですから。

【事務局】 はい、次回で。

【南川会長】 よろしいですか。じゃあこれを皆さん、前回のはみんなお持ちとっていいんですかね。はい。じゃあちょっと前回お配りしたやつをもう一度見ていただいて、それもあわせてじゃあ次回ということによろしいですか。

【橋詰副会長】 1つだけいいですか。基本計画を1年間ずらすだけということ、実績の

数字が平成25年となっていますが、直近の数字がありますよね、それを書き込まないのかどうか。

【事務局】 こちらの考え方は、あくまで使ったデータというのは、実績というのは、その言われた25年のもので、そのデータに基づいて計画をつくってきたということですので、その時点にさかのぼってというか、その時点での状況でこうだということですので。

【橋詰副会長】 そのとおりとはいいながら、参考値としてでもいいので、直近のデータを入れてもらわないと、読みづらいのですね。ぜひお願いします。

【南川会長】 じゃあ済みません、あとは今後の日程についてお願いします。

【事務局】 これからのスケジュールについて説明させていただきます。今日諮問させていただきました実施計画につきまして、パブリックコメントを1月6日から2月5日まで行います。それから、次回審議会は2月でまた調整をさせていただきたいと思います。再度、3月にもう一度審議会をさせていただきたいと思います。

以上です。

【南川会長】 ありがとうございました。ではまた次回、日程調整等ですが、ぜひ皆さんも年末年始、もし余裕があれば今日の資料を見ていただければ幸いです。

【青委員】 パブリックコメントは市のホームページで公開されるんですか。

【事務局】 はい、ホームページで。

【青委員】 それをまた公開されたときに我々に送っていただくことは、案内をいただくことはできるんですか。

【事務局】 案内はできます。

【南川会長】 わかりました。メールか何かで教えていただければ。

【事務局】 済みません、青先生から、パブリックコメントが出るに当たっても直したほうがいいというご意見だったんですけれども、私どもはちょっともう時間的に2市1町でのものですので、パブリックコメントは済みません、このままの形でかけさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【南川会長】 それはそれでコメントの結果も踏まえながらですが、我々としてはあまりそれに縛られないで議論するというにしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —